# 芦屋市緑化事業助成制度のご案内

この助成制度は、芦屋市域において緑化推進していただくために、市民・事業者・各種団体の皆様に費用の一部を助成するものです。

助成制度の概要は表のとおりです。

助成対象事業	助成額	助成限度 額
ア 生け垣緑化事業 (樹木の植栽)高さ1m以上の常緑樹を延長2m以上植栽するもの。ただし、道路又は外部から眺望できる水路に面し、かつ、樹木にあっては、外部から眺望できる部分の高さが概ね50cm以上であること。 (つる性植物の植栽)ネットフェンス、ブロック塀、コンクリート塀等を延長2m以上被覆するもの。ただし、道路又は外部から眺望できる水路に面していること。 イ 壁面緑化事業(建物又は擁壁の壁面を延長2m以上被覆するもの) ウ 駐車場緑化事業(2㎡以上の張芝等の植生ブロック又は植栽をするもの) エ 屋上緑化事業(樹木、芝又は地被植物により植栽するもの) オ シンボルツリー植樹事業(高さ1.5m以上の樹木の植樹) カ その他緑化・植樹事業(必要と認めるもの)	対 に 費 まる の 1/2 の 割	100,000

- 備考1 育成管理のための費用は除く
  - 2 移動させることができる植栽、植樹等は除く。
- ※ なお、次のような場合は助成対象となりません。
  - ・緑化または環境保全事業を業とする方
  - ・既に、この助成制度の助成金を受けた方
  - ・本市または他の公共団体等の助成を受けている事業

#### 申込期間

平成30年4月1日~平成31年2月28日まで

#### 助成件数

おおむね30件(先着順・予定された額に達した時点で終了します。)

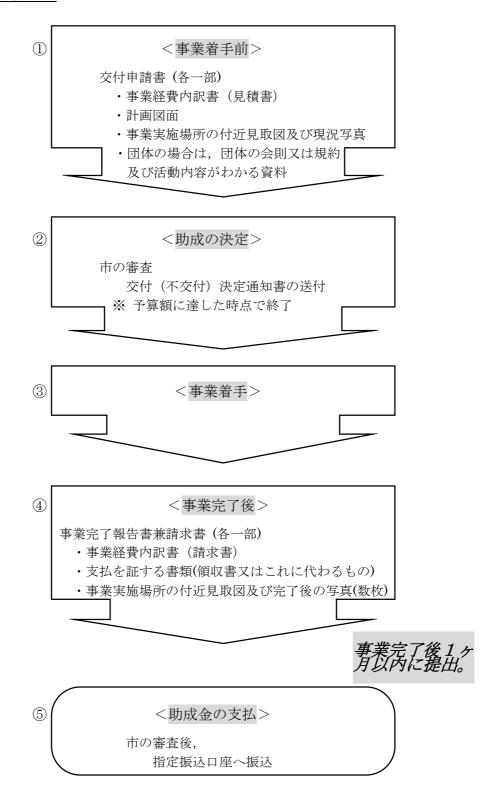
#### 申込み及び問合せ先

芦屋市 都市建設部 公園緑地課 〒659-8501 芦屋市精道町7番6号

> TEL 0797 - 38 - 2065 FAX 0797 - 38 - 2135

申請手続きは裏面に

## 申請手続き



### 申込み及び問合せ先

芦屋市 都市建設部 公園緑地課 TEL0797 - 38 - 2065

〒659 - 8501 芦屋市精道町7番6号 FAX0797 - 38 - 2135